成25年度末」を「平成26年度末」に、「平成25年度地方財政状況調査表（都道府県分）」を「平成26年度地方財政状況調査表（都道府県分）」に改め、同項算式の符号ロ算式Ⅵの符号ｎ中「平成21年度から平成25年度まで」を「平成22年度から平成26年度まで」に、「平成23年度及び平成24年度」を「平成23年度から平成25年度までの各年度」に、「平成25年度については」を「平成26年度については」に、「平成25年度地方財政状況調査表（都道府県分）」を「平成26年度地方財政状況調査表（都道府県分）」に改め、同表市町村の項算式中「0.803」を「0.820」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰ中「－0.201」を「－0.215」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰの符号ａ及びｂを次のように改める。

	ａ　平成23年から平成27年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数（平成５年４月２日から平成27年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の職員数については、当該新市町村に係る合併関係市町村の職員数の合計数とし、平成５年４月２日から平成27年４月１日までの間に加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合（以下この表において「一部事務組合等」という。）が解散、一部事務組合等を組織する市町村（以下この表において「構成市町村」という。）が一部事務組合等を脱退（地方自治法第286条に基づく構成市町村の数の減を含む。以下この表において同じ。）若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した職員数（２以上の市町村において当該一部事務組合等の職員を引き続き雇用している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た職員数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。）を合計した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数 算式 $a_1 \times a_2 + a_3 \times a_4 + a_5 \times a_6$ ただし、$a_1 \times a_2$、$a_3 \times a_4$及び$a_5 \times a_6$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 a_1　平成23年から平成27年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数（ただし、陸前高田市、上閉伊郡大槌町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村における平成23年４月１日現在における職員数については、平成22年４月１日現在における職員数とする。以下この表の市町村の項において同じ。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） a_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成23年度から平成26年度の各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）。この場合において、平成５年４月２日から平成27年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の料金収入又は費用については、当該新市町村に係る合併関係市町村の料金収入又は費用の合計数とし、平成５年４月２日から平成27年４月１日までの間に加入する一部事務組合等が解散、構成市町村が一部事務組合等を脱退若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した料金収入又は費用（２以上の市町村において当該一部事務組合等の事業を承継している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た料金収入又は費用（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。 a_3　平成23年から平成27年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成23年度から平成26年度の各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。） a_5　平成23年から平成27年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）